

2024 春闘速報

石狩地域2024春季生活闘争闘争委員会

2024年 8月 6日発 第21号 発行責任者 山口裕一 Tel011-210-1212 Fax011-210-1213

北海道地域最低賃金は1,010円!

50円の引き上げは過去最大、10月1日発効予定

北海道地方最低賃金審議会（以下、最賃審議会）は8月5日、第3回審議会を開催し、2024年度の北海道最低賃金を現行の960円から50円引き上げ、1,010円とすることで結審しました。50円の引き上げは過去最大、本年10月1日発効予定です。

本年度の審議は、2024春季生活闘争で33年ぶりの高い水準となる賃上げだったことや消費者物価指数が高い水準であること、さらにはいまだに物価上昇率に賃金の引き上げ率が追いついていない現状などをしっかり踏まえた公労使が、真摯に議論をした結果と受け止める。また10月1日発効にむけて審議が行われたことについて率直に評価したい。

本年度、最低賃金の目安審議に先立ち中央最低賃金審議会では、地域別最低賃金の改定目安額についてA～Cランク同一の50円を示し、北海道でも本格的な金額審議が行われた。

最賃審議会では労働者側委員は、労働市場の募集平均時給が1,000円を上回っていることや、物価高における実質賃金の実態、賃上げ原資確保のための企業間での価格交渉の状況、地域間額差の早期是正などを主張し、目安額以上での改定を求めてきた。

過去最高となる引き上げ額での結審は、影響率が全国平均より高い傾向にあり、最低賃金改定による底上げが何より重要である北海道において、全労働者の約3割が改善されることは評価できる。

一方で、1日8時間、月に20日働いたとしても、月収約16万円、年間でも約194万円にしかならない。最低賃金が労働者のセーフティネットとしての役割を果たしているとは言い難く、目安額より低い金額での結審を求めた使用者側、さらには目安額で採決に至った公益側の姿勢は、労働者の生活の安定や地域間格差の是正といった課題に対して真摯に向き合っているのか疑問が残る。

連合北海道は、労働者が安心して生活ができる社会の実現、とりわけ労働組合に加盟していない労働者を含めた社会全体の賃金の引き上げにむけて、今後もあらゆる機会を通じて企業間取引における価格転嫁の重要性を訴え続けるとともに、企業における各種助成制度の活用が拡大するためのさらなる情報発信や制度の見直しなども求め続け、9月から始まる特定（産業別）最低賃金の引き上げについても全力で取り組んでいく。

【2024年度北海道地方最低賃金改定に関する連合北海道事務局長談話】

～2024年度北海道最低賃金の取り組みを終えて～

本年度の北海道地域最低賃金改定の取り組みは収束を図るが、産別・単組、各地区連合・区連合、各級議員や多くの皆様には、地方議会における意見書採択、審議会ヤマ場に向けたFAX行動・街頭集会の取り組みへのご協力に感謝申し上げます。今後は、改正された最低賃金の履行確保、法令遵守、さらに中小・小規模企業の経営環境がより強固となるよう政府施策の早期かつ確実な実施、9月から始まる特定（産業別）最低賃金の引き上げを強く求めていくこととします。